

軽井沢町風俗審議会 会議録

1. 開催日時 令和7年2月14日（金）
13：30～14：30
2. 開催場所 軽井沢町役場 2階 第3・4会議室
3. 出席者
委員：A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、
G委員
講師：警察職員A
理事者：町長
事務局：事務局A、事務局B、事務局C
4. 議題
(1) 委員長の選出について
(2) 「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」一部改正について
(3) 軽井沢町の治安状況について
(4) その他
5. 傍聴人数 0名
6. 欠席者 H委員、I委員、J委員
7. 議事内容 以下のとおり

1. 開 会

【事務局A】（●●●●●●●●）

大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

【事務局A】（●●●●●●●●）でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしく願いいたします。

定刻より若干前ですが、皆様おそろいですので、只今から、軽井沢町風俗審議議会を開催いたします。

始めに事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告させていただきます。

【事務局B】（●●●●●●●●●●●●●●）

【事務局B】（●●●●●●●●●●●●●●）と申します。よろしく願いいたします。

傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針」の第5条、「会

議の公開」の規定に基づき、公開とさせていただきますのでご了承願います。

なお、環境課が事務局となっております自然保護審議会と同様に、会議冒頭に傍聴者の人数報告と、報道関係の社名報告を行うという運用とさせていただきますと思いますので、併せましてご了承願います。

それでは、はじめに、本日の傍聴は0名ですが、報道関係者が、【報道機関A】(●●●●●●●●)と【報道機関B】(●●●●●●)ということをお願いいたします。

報道の方をお願いいたします。会議の傍聴・取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。

携帯電話はマナーモードにするなど音の出ない設定にさせていただくとともに、会議中はお静かに願います。また、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようお願いいたします。

【事務局A】(●●●●●●●●)

それでは、続きまして、本日【町長】(土屋 三千夫 町長)が出席しておりますので、【町長】(土屋 三千夫 町長)より、あいさつをお願いいたします。

2. 町長あいさつ

【町長】(土屋 三千夫 町長)

本日は、ご多忙のなか、軽井沢町風俗審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、平素より環境政策に対しまして特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

【警察職員A】(●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●●)様におかれましては、講話をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして、感謝申し上げます。

この風俗審議会ですが、町の風俗を醇化し、国際親善文化観光都市としての良い伝統を維持することを目的に、昭和33年に制定された「軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例」に基づき設置され

ております。また、昭和51年には「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」が制定され、今日まで町が保健休養地として皆様に親しまれ、発展してきたのはこうした条例、要綱が大きな役割を果たしてきたとっております。

本日の風俗審議会では、この「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」の内容の見直しや、軽井沢町の治安状況について講話により、改めて軽井沢町の風俗について考えられる機会になればとっております。

今後も、町の風俗を維持していくための重要な会になりますので、委員各位におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますとともに、有意義な会となりますことを祈念し、あいさついたします。本日はよろしく願いいたします。

3. 議題

議題 (1) 委員長の選出について

【事務局 A】 (●●●●●●●)

続きまして、本来であれば、議題の方に入っていくんですが、「軽井沢町の善良なる風俗に関する条例」第5条により、委員長が議事の進行を行います。まだ委員長が確定しておりませんので、代わりにそれまでの間、私が進行をさせていただきます。

議題に入ります前に、今期委員選出後初めての風俗審議会となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

始めに、【A委員】(●●●●●●●●●●)です。続きまして、【B委員】(●●●●●●●●●●)です。続きまして、知識経験者で【H委員】(●●●●●●●●●●)が委員として入られていますが、本日欠席のご連絡をいただいております。続きまして、知識経験者として、【C委員】(●●●●●●●●●●)です。続きまして、【D委員】(●●●●●●●●●●)です。続きまして、【I委員】(●●●●●●●●●●)が入られておりますが、本日は所要により欠席というご連絡をいただいております。続きまして、【J委員】(●●●●●●●●●●)につきましても、本日欠席のご連絡をいただいております。続きまして、【E委員】(●●●●●●●●●●)です。続きまして、【F委員】(●●●●●●●●●●)です。続きまして、【G委員】(●●●●●●●●●●)です。以上、10名の委員で構成されておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、早速議題に入りたいと思っておりますが、議題 (1)の委員長の選出について、事務局から説明をさせていただきます。

たいと思いますが、【F委員】（●●●●●●●●●●）いかがでしょうか。

【F委員】（●●●●●●●●●●）

皆様から承認がいただければ引き受けさせていただきます。

【委員長】（●●●●●●●●●●）

【F委員】（●●●●●●●●●●）より承認いただきましたので、【F委員】（●●●●●●●●●●）を職務代理者とさせていただきます。

議題（2）「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」一部改正について

【委員長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（2）になりますが、「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

お手元の資料の一番最後、カラーのものが1枚ございますでしょうか。そちらの方がわかりやすいかと思います。

この要綱は、「軽井沢町の善良なる風俗を維持に関する条例」の目的を達成するために、これらの施策に対する町長、事業者、住民のそれぞれの責務を明らかにし、その推進を図ることにより、町民憲章に示すかおり高い伝統であるよき風俗を守り育て、清らかな環境の保健休養地を確保するために必要な事項を定める趣旨により、昭和51年に制定されたものとなっております。

現在、町は、「軽井沢町の自然保護対策要綱」の見直しを検討させていただいております。こちらの資料ですが、自然保護対策要綱を見直しの基本方針が4つ提示されている中で、この見直しの基本方針の1つに、時代の変化等を踏まえつつ、実情を十分に配慮、考慮した、または実情に適した基準とするという、自然保護対策要綱の見直しの中の基本方針がございまして、そこの部分に、この風俗要綱に関するですね、貸自転車業を営む届出等について見直しの検討部会として提示をさせていただきまして、この自然保護対策要綱改正検討部会において、お手元の資料に基づいて説明をしたものとなっております。

この(軽井沢町の善良なる風俗を維持するための)要綱のですね、第15に、交通安全の保持として、貸自転車業を行う者の届出、また、要綱第16、17なんですけれども、貸自転車業を行う者の安全義務について記載されております。(軽井沢町の善良なる風俗を維持するための)要綱制定当時ですね、貸自転車に特化した交通安全の規制の意図があったと想定されておりますが、時代の変化もあり、現在は様々なモビリティの出現、また、交通安全の保持については、住民課において警察と連携しながら、貸自転車だけにとどまらず啓発活動を実施しているところでございます。

また、貸自転車関係について、町サイクリング協会というものが当時あったようなんですが、こちらですね、20年近く前に解散したというようなお話も聞いています。その中の現状はですね、各ホテルにも貸し出し用の自転車が置いてあったりとか、去年の自転車ヘルメット着用の努力義務の啓発に関しましても、町の観光協会のご協力をいただきながら事業者へ通知していると、そのような運用になっております。

現在ですね、このような(軽井沢町の善良なる風俗を維持するための)要綱に『届出をしなければならないものとする』と書いてありますが、現在、「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」というのが施行されておりますので、その条例に基づき事前協議をすることも可能となってきております。また、長野県におきましても、「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」がありまして、そちらにですね、貸自転車業の登録制度が運用されております。そういった状況でございますので、こちらですね、風俗要綱の貸自転車業の届出の記載、また、あるいは貸自転車業に特化した交通安全の記載が、ちょっと時代の変化に伴って見直し、削除する方向として提案されたものとなります。

なお、こちらですね、2月5日開催の自然保護対策要綱改正検討部会においては、役場職員以外の部会委員の出席者16名中16名がこの改正には賛成の挙手をいただいております。

なお、この内容については、(2月14日開催の風俗審議会には)欠席委員もいらっしゃいますので、この場をもってお諮りすることではございませんが、委員の皆様のご賛同を得て改正する意向とさせていただきたいと思っております。説明は以上となります。

【委員長】 (●●●●●●●●●●)

ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました

内容について、委員の皆様から何かご意見等ございますか。

【E委員】（●●●●●●●●）

一点ですね、お聞きしたいのが、15条のところの貸自転車を行う者（営業を目的としない者を含む）って入ってますよね。ご説明いただいた、例えばホテルもお客様の満足度を高めるために、っていうのがあると思うんですけども、これは、営業行為としていなくても、通常のご宿泊のお客様に貸し出す場合も基本的には届け出てくださってというような意味合いで捉えていいのでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

こちらの要綱ですね、この要綱自体が昭和51年にできた要綱ということでございまして、当時からこの項目が載っているような状況になってるんですけども、実情ですね、こちら、貸自転車業届出書っていう形で町の方に提出されてる業者が、15の業者さんは届け出てるんですが、それは全部それ（営業として貸し出している）以外のものが、中にはあるかとは思いますが、全部そこまで把握できているかっていうと、ちょっとそういう営業以外で貸してるものが町にちゃんと出してるかっていうのは、そこまで把握できていない状況です。

【E委員】（●●●●●●●●）

今後は啓発活動も含めて、いろんな施設が持っているようなところもお願いみたいな形で訴えていった方が良いですかね。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

そうですね、実際の運用に、こちらに関しては、恐らくですけども、当時の貸自転車っていうのがすごい昭和50年当時ブームになった中で、貸自転車のマナーが悪いとか、たぶんそういった経緯があった中で、この要綱にはそこだけ特化した形で記載されているという可能性がすごく高いという部分がございます中で、現在、ヘルメットの着用義務とかっていうその届出関係が、こちらの（風俗要綱による）届出してる事業者はもちろんなんですけども、運用としては、住民課の方からいろいろ、警察なり観光協会なりっていうお話の中で啓発活動をされているっていう状況になっておりますので、この要綱とは合わなくなっているかなという認識でございます。

と申します。よろしくお願ひいたします。本審議会の皆様には、平素から警察行政各般にわたり、ご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして御礼を申し上げます。

昨年は8月に、上皇・上皇后様のご静養がありましたが、皆様方のご協力のおかげで大きな混乱や事案の発生もなく、無事に推移することができました。

本年に入り、長野駅前において3名の死傷者が出るという連続殺傷事件が発生しており、犯人は逮捕されたんですが、住民の皆様の体感治安が回復していないのではないかと、思われます。このような情勢の中で、本日はせっかく機会をいただきましたので、昨年の県内及び軽井沢の治安情勢についてお話をさせていただきたいと思ひます。

最初に、犯罪の発生状況ということでお話をいたします。まず長野県下、長野県全体の発生状況ですが、昨年令和6年中の長野県下の刑法犯認知件数、警察の方で認知した件数なんですが、全体で7,673件、前年比－96件、1.2%の減少という風になりました。これと比較して、軽井沢町については、昨年令和6年中の刑法犯認知件数、これが113件、前年比＋1件、前年より1件増えているという結果でした。刑法犯認知件数、軽井沢のですね、113件のうち73件、約65%ぐらいになるんですが、これが窃盗の被害、次いで詐欺などのいわゆる知能犯と呼ばれている犯罪、次いで暴行や傷害などの粗暴犯、こんなような順番となっています。窃盗の中では万引きが19件と最も多く発生しています。この他に、空き巣や忍び込みなどの侵入窃盗、これが11件。自動車、自転車このような乗り物を盗む乗り物盗が8件発生しております。中でも、犯人に直接接触する可能性のある、いわゆる侵入窃盗や強盗などの重要犯罪に利用される可能性のある乗り物盗、これについては特に注意をしていく必要があると考えています。

次に、電話でお金詐欺。特殊詐欺とか電話でお金詐欺と呼ばれておりますが、これについて説明をさせていただきます。

電話でお金詐欺は、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺という10類型に分類されています。昨年の長野県下における電話でお金詐欺の被害状況は、認知件数が224件。被害金額、端数は飛ばしますが、9億4,828万円で、前年比だと件数は3件マイナスになっておりまして、被害額も3,320万円減少しております。令和6年

は、昨年認知した電話でお金詐欺、この被害の224件のうち架空請求詐欺が最も多く、全部で89件、被害額にして2億9,700万円相当、全体の約40%となりますが、この架空料金請求詐欺が前年比で+14件で、被害額自体は7,300万円減少となっております。

次いで、オレオレ詐欺となりますが、全体で81件、被害額が6億4,559万円、全体の約36%を占めており、全然比では、件数が+22件、被害総額も4億1,120万円プラスとなっております。被害件数、被害額とも増加している状況です。

昨年、軽井沢町においても、電話でお金詐欺の被害がありました。認知件数は全部で2件ですが、被害金額は1,049万円の被害が出ております。ちなみに、軽井沢の被害の類型は、オレオレ詐欺と架空料金請求詐欺ということでした。

続いてですね、家族とか銀行、警察、コンビニの店員さんなどが詐欺ではないかと疑って被害を阻止できたものについてお話しします。令和6年中、長野県下では386件、金額にして1億8,790万円相当の被害を阻止することができました。被害を阻止した手口の類型でみると、架空請求詐欺が最も多く296件、次いでオレオレ詐欺の65件となっております。軽井沢町における被害の阻止については、阻止件数が2件、阻止金額が10万円となっております。

電話でお金詐欺の他に、昨年から、SNS型投資詐欺というものとSNS型ロマンス詐欺という新たな手口の詐欺が急増しています。

SNS型投資詐欺とは、投資をすれば利益が得られると誤信させ、投資アプリに誘導して虚偽の利益を表示する方法によって心理的な安心感を与え、架空の投資を継続させながら、投資金名目や利益の出金手数料名目などで金銭を騙し取っていく手口です。

これに対してSNS型ロマンス詐欺とは、恋愛感情とか親近感を抱かせながら投資に誘導して、投資金名目で金銭を騙し取ったり、交際の継続を前提とした各種名目で金銭を騙し取る手口です。

令和6年中、長野県全体では、SNS型投資詐欺件数が63件、SNS型ロマンス詐欺が78件、計141件の被害を認知しており、被害額は17億5,522万円に上っています。

昨年、軽井沢町においてもこのSNS型投資詐欺とSNS型ロマンス詐欺が各1件ずつ発生していて、被害金額の合計が1,260万円でした。

次に前兆事案と呼ばれているものについてですが、前兆事案は県下で4,583件発生していて、前年比より2,430件増加しています。前

兆事案のうち特に多いのが、オレオレ詐欺の2,032件で、続いて架空料金請求詐欺の1,532件、さらに還付金詐欺の220件という順になっております。これら電話でお金詐欺を防止するためには、自宅の電話機を留守番電話に設定するなどして、犯人からの電話を受けないということ、今、A I というシステム、警察でも進めているんですが、このA I を活用して、電話でお金詐欺が疑われる電話が実際に来てしまったとき、家族や警察に通報が行くようにしておくこと、電話で「お金」という話が出たら、まず詐欺を疑って家族や警察に相談をしたり、現金やキャッシュカードを要求されても絶対に渡さない、送らないということを徹底すること、また、家族や知人などでお互い声を掛け合うなどして、騙されても周りが阻止をするといったことが大変重要になっていきます。電話でお金詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺によって大切なお金を騙し取られないために、おかしいと思ったら、まずは電話をその場で切って、すぐに家族や警察などに相談をしていただきたいと思います。

次に、交通事故の状況について簡単に説明をさせていただきます。まず、長野県下、長野県全域の状況ですが、昨年12月31日までの人身交通事故の発生件数は4,970件、前年比－36件、負傷者数は6,005人で、昨年比54人の増加です。死者数は57人で昨年より15人増加しております。これに対し、軽井沢町では、人身交通事故の発生件数が125件、昨年より18件増加をしております。負傷者数は152人で、前年より14人増えておりますが、死者数については0人ということで、死亡事故については完全に防ぐことができました。

長野県下の交通事故の特徴なんですが、高齢者の交通事故死者数が32人で、前年より7人増加しています。生活道路での事故が増えていて、若者の交通事故死者数が前年より9人多い計14人となっております。

軽井沢町の事故の特徴としては、国道での事故が約半数、町道での事故も多く発生しているという状況です。軽井沢町において国道での事故が多発する原因については、観光客が多く来町するということが原因の1つではないか、と考えられております。

最後になりましたが、風俗関連事案については、おかげさまで、軽井沢町内で風俗関連事案の発生はありませんでした。しかし、軽井沢町内には多くの外国人が訪れており、いつ善良な外国人に紛れて何らかの犯罪を犯そうとしている外国人が町内に入ってくるかわかりません。そういった事案を阻止するためには、やはり地域の

皆様のご理解とご協力があればこそだと思っております。

まとめとなりますが、軽井沢町には、町の風俗を浄化し、国際親善文化観光都市としての良い伝統を維持することを目的に、昭和33年の4月、「軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例」が制定され、「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」と「軽井沢町の自然保護対策要綱」がそれぞれ制定されています。

これらの素晴らしい風土を背景として、町民の皆様のモラルが非常に高く、軽井沢町全体が犯罪を起こさせない、ステータスの高い保養地としての雰囲気醸し出しているのだと思います。治安の良さは、高級リゾート、観光地国際会議の開催地として大きな要素となりますが、その根底には、町民の皆様の心が通った近所付き合いがそれを支えているからだと感じております。私ども警察においても、皆様方のご協力をいただき、軽井沢町の治安維持、犯罪の起きにくい地域づくりに全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後ともぜひよろしく願いいたします。以上で終わらせていただきます。

【委員長】（●●●●●●●●●●）

【警察職員A】（●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●）様、ありがとうございました。皆さんからご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

【B委員】（●●●●●●●●●●）

昨年あった例なんですけども、私、仕事をしている中で、見知らぬ建設会社風の人たちが入ってきて、別荘のその建物の外壁とか屋根の調査させてくださいと言って、結構入ってきたらしいんですよ。そういうのはやはりちょっと心配ですよ。すべて管理会社に任せてるって話したら出てったらしいんですけども、そういうことがあったそうです。

【警察職員A】（●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●）

今ご質問がありましたが、実際、軽井沢警察署にも、毎日のように不審者という形で、そういった電話が町民から寄せられております。

実際行き会えたもの、行き会えないものがあるんですが、実際行き会ったものの中には、実際の（本物の）リフォーム業者もおりま

っちゃうとということなので、いずれにしても、これは近所の皆さんに声をかけてお互いに注意してもらう方がいいかなと思います。
他に何かございますか。

【G 委員】（●●●●●●●●●●）

【組織 B】（●●●●●●●●）の方で定期的にグッズなどで飲酒運転防止の啓発をずっと続けているんですけども、その実態は今どういう状態なんでしょうか。もちろん自宅で飲んでってというパターンもあるんですけど、要するに、飲食店で飲んでる方に、車で帰る方に、もしその店主が気づいた場合に絶対にやめてくださいってという声かけをしてくださってという啓発をずっと定期的に行っているんですけども、実際に飲酒運転の検挙数みたいなものってというのは、こちらに降りてきていないんですが、お分かりになりますか。

【警察職員 A】（●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●）

交通課からそこまでは聞いてこなかったのですが、件数は把握していないんですが、全体的なイメージとすれば、飲酒というのは軽井沢町では少ないという印象は受けております。

【E 委員】（●●●●●●●●●●）

長野の事件、大変な不幸な事件が身近で起きてですね、ショックを受けてるんですけども、でも、結果的には防犯カメラの追跡で犯人が特定できたというような経緯を聞いてますが、やはりですね、犯罪抑止力として防犯カメラっていうのがやっぱりある程度域内には必要になってくるんじゃないかなという風に思うんですけども、この辺は、例えば国とか行政のですね、県とか含めてですね、なんかそういう意向みたいなものっていうのは、もちろんプライバシーっていう大きな問題、課題もありますけれども、なんとなく議論されてるような状況にはあるんでしょうか。

【警察職員 A】（●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●）

知っている範囲で申し訳ないんですけども、私が警察本部にいた時にはですね、やはり防犯カメラの設置を促そうということで、そういう活動をしてまいりました。国からもいわゆる補助金というものを出しておりまして、ちょっと今現在どうなってるかわからな

ということがちよくちよくあって、私の方にも連絡来て、なんとかしてくださいとか。

だから、その人・家によっては、中国語、日本語、韓国語で立ち入り禁止、私有地立ち入り禁止っていう看板を出してるお家もあるんで、人の屋敷の中へ平気で入ってくるっていうのは多々あります。

【B委員】（●●●●●●●●●●）

ウエディングドレスの方が、最近は少なくなってきましたけど、別荘地の中で写真撮ったり、旧軽のロータリーのところで撮ったりっていうのが結構ありましたね。

【事務局A】（●●●●●●●●）

最近あまりウエディングドレスの方を見なくなりましたね。役場の住民課の辺りにウエディングドレスを着た方が来てきましたが、最近は見なくなりました。

【E委員】（●●●●●●●●●●）

今はですね、施設をお借りして撮るってパターンが多いです。フォトウエディングっていうんですけど、ものすごい数が増えてます、軽井沢の中で。ただ、一般的に、公共の場所で撮るっていうことは、少なくなってきたのが原因だと思います。

実はですね、私ども、ウエディング協会というのもありまして、そこでは、香港のウエディング協会というものがあつた時に、軽井沢ルールっていうのを守ってくださいっていうような誓約みたいなものを渡したんですね。香港のウエディング協会については、解散してしまったので、今、どうなってるかわかんないんですけど、できる限りのですねことも、インバウンドの対策としてそういうような努力をしていきたいなという風に思ってますので、よろしく願いします。

【委員長】（●●●●●●●●●●）

ほかに何かございますか。よろしいですか。それでは、ありがとうございました。

議題 (4) その他

【委員長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題 (4) その他に行きたいと思いますが、事務局

の方から何かございますか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（4）その他についてということで資料はございませんが、事務局から説明させていただきます。

現在の委員の皆様が令和7年6月29日までとなっております。そのため、6月30日以降の委員につきましては、改めて推薦などにより依頼をさせていただく予定であります。

現在ですね、町の指針としてですね、審議会の委員について公募枠を設けることが触れられております。そのため、本審議会もですね、この指針と照らし合わせて、公募枠を1枠設けたいと考えておりますが、いかがいたしましょうかというお話になります。現在はですね、商工会の方から重複で2名ご選出をいただいております。女性部の方もございまして、その中で商工会の枠を1つ削って、公募枠という形で考えております、ということになります。説明は以上となります。

【委員長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございました。ただいま事務局で説明がありました内容について、委員の皆様から何か質問等ございますか。

（意見なし）

それでは、特に意見がありませんでしたので、今後の風俗審議会委員には公募枠を設けることといたします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございました。それではですね、今年の6月30日以降の次期風俗審議会の委員につきまして、商工会関係の枠を1枠にして、あともう1枠は公募という形にさせていただきたいと思っております。予定ですと、4月に公募を予定させていただきます。

また、同時にですね、皆様の、各団体に対しまして次期風俗審議会委員の推薦をお願いする依頼をさせていただき、各団体から推薦を受けて、5月の連休後にはですね、次期審議会の委員を固めていく方向とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【委員長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございました。それでは、以上で本日の議題は終了いたしましたので、進行を事務局の方へお返しいたします。ありがと

うございました。

5. 閉 会

【事務局 A】（●●●●●●●●）

議事進行、大変ありがとうございました。委員の皆様も様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日、議事録につきましても公開をする形になっておりますので、議事録の内容確認として、皆様の方に資料をお送りさせていただきますので、確認していただいて、修正箇所は、またご指摘いただければ事務局の方で修正をさせていただきますと思います。

また、本日の会議の中で自転車の安全走行や防犯カメラの関係のご意見をいただきましたので、関係課の方とも情報共有しながら対応を考えていきたいと思っております。

以上をもちまして、終了させていただきます。長時間にわたり、皆様、大変ありがとうございました。